

◆◆町営住宅に入るには◆◆

～入居者の資格～

1. 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚約者を含む）がいる方
但し、年齢が60歳以上の方・生活保護を受けている方・身体障害者で1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方・精神障害者で1級～3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等、単身者でも入居できる方がおりますので、詳しくは町役場建設課までお問い合わせください。
2. 収入が国で定めている収入基準にあてはまる方（下表参照）
3. 住宅に困窮していることが明らかな方
4. 税金の滞納がない者
5. 暴力団員でない方（暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団員の構成員をいいます。入居の決定は、町において、警察署へ照会したうえで、行います。）

～入居の条件～

1. 入居決定後に敷金（家賃の3ヶ月分）を納入すること
2. 町内に居住し、永住性があり、かつ、入居決定者と同程度以上の収入がある連帯保証人2人の連署する請書を提出すること
3. 入居指定日から20日以内に入居すること

～留意事項～

1. 団地内では、犬・猫等のペットを飼うことはできません。
2. 駐車場は1戸に1台とし、駐車場が整備されていない団地についても、敷地内に1戸1台までとする。

《収入基準》

区 分	収 入 基 準	世帯人数別年収及び所得上限（単位：円）					
		世 帯 人 数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
一般階層	158,000 以下	収 入	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999
		所 得	1,896,000 以下	2,276,000 以下	2,656,000 以下	3,036,000 以下	3,416,000 以下
裁量階層	214,000 以下	収 入	3,887,999	4,363,999	4,775,999	5,311,999	5,787,999
		所 得	2,568,000 以下	2,948,000 以下	3,328,000 以下	3,708,000 以下	4,088,000 以下

収入基準計算方法

$$\left(\text{所得金額} - (380,000 \times \text{扶養者数} + \text{他該当控除}) \right) \div 12 \text{ヶ月} = \text{収入基準}$$

該当控除（単位：円）

控除の種類	扶養控除	老人扶養控除	特定扶養控除	障害者控除	特別障害控除	寡婦寡夫控除
控 除 額	380,000	100,000	250,000	270,000	400,000	270,000

※ 町営住宅の空家情報・入居申込方法や、詳しい内容等に関する問合せについては、担当課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

猪苗代町役場 建設課 都市整備係 TEL0242-62-2118（直通）内線 274・275